

新潟市医療法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第13号

新潟市医療法施行条例の一部を改正する条例

新潟市医療法施行条例（平成24年新潟市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の2条を加える。

（療養病床を有する診療所の人員に関する基準）

第5条 法第21条第2項の規定により療養病床を有する診療所に置かなければならない

従業者及びその員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1） 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1

（2） 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1

（3） 事務員その他の前2号に掲げる従業者以外の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適當数

2 前項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

（療養病床を有する診療所の施設に関する基準）

第6条 法第21条第2項第3号の条例で定める施設は、第4条第2号から第4号までに

掲げる施設とし、その構造設備は、同条第2号から第4号までに定める基準を満たさなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 療養病床を有する診療所に置くべき看護師，准看護師及び看護補助者の員数は，当分の間，第5条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず，療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1とする。ただし，そのうちの1については，看護師又は准看護師とする。